

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1357 (2026. 4. 7)

二地域居住をめぐる動向

—関係人口の拡大に向けた取組の促進—

はじめに

I 二地域居住の現状

- 1 二地域居住とは
- 2 二地域居住の実態

II 二地域居住をめぐる政策的経緯

- 1 国土計画における位置付け
- 2 「特定居住」としての法律上の位置付け
- 3 政府による支援措置

4 地方創生による推進

III 二地域居住の促進に向けた課題と取組

- 1 二地域居住の促進に向けた課題
- 2 自治体の取組
- 3 民間の取組
- 4 二地域居住者の登録制度をめぐる議論

おわりに

キーワード：二地域居住、関係人口、東京一極集中、国土計画、地方創生、特定居住、ふるさと住民登録制度

- 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方である「二地域居住」が注目されている。これは、個人のライフスタイルの多様化を背景とし、地域の新たな担い手として期待される関係人口の拡大に向けた動きである。
- 二地域居住は、当初は高齢者層を政策上の主なターゲットとしていたが、次第に対象を拡大し、近年は東京一極集中の是正や地方創生に資するものとして、政府が促進を図っている。
- 二地域居住の促進に向けては、実施者の移動・生活にかかる金銭面の負担軽減等が課題であり、官民の連携による取組が進められている。また、政府は二地域居住者の実態把握に向けて、実施者の登録制度の検討を進めている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

国土交通課 せんだ かずあき 千田 和明

第 1 3 5 7 号

はじめに

我が国では、東京一極集中の構造が長く続いている。総務省の令和 7 (2025) 年「住民基本台帳人口移動報告」によると、東京圏の日本人移動者は、同年に 11 万 2738 人の転入超過であり、30 年連続の転入超過となっている¹。東京圏に人口が集中する一方、令和 32 (2050) 年には、東京都を除く 46 道府県で人口が減少し、人口規模の小さい自治体ほど深刻な人口減少に直面すると予想されている²。政府は、平成 26 (2014) 年に成立した「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号) に基づく地方創生の取組を実施してきたが、10 年を経て、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないと認めている³。

こうした状況の中、個人の多様なライフスタイルの実現に加え、東京一極集中の是正や地方創生に資するものとして、政府は「二地域居住」の政策的な促進を図っている。本稿では、二地域居住の現状と政策の動向を整理した上で、促進に向けた課題や関連の取組を紹介する⁴。

I 二地域居住の現状

1 二地域居住とは

(1) 二地域居住の定義

国土交通省は、二地域居住を「主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む。)を設ける暮らし方」と捉え、三拠点以上の居住形態となるものも含め「二地域居住等」という名称を用いている⁵。二地域居住は、多様なライフスタイルの実現という個人的意義に加え、地方への人の流れを生み、東京一極集中の是正や地方創生に資するという社会的意義を持つものとして認識されている⁶。政策的な経緯(本稿 II で後述)を見ると、当初、二地域居住のようなライフスタイルには「マルチハビテーション(複数地域居住)」という名称が充てられ、主に都市住民が農山漁村地域で余暇活動を行い、地域活性化に資するものとして捉えられていた。その後、政策上の名称として二地域居住が登場し、中長期かつ定期的・反復的な滞在や地域社会との関わりが条件化された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8 (2026) 年 3 月 18 日である。

¹ 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 2025 年結果 結果の概要」2026.2, pp.17-22. <<https://www.stat.go.jp/data/idou/2025np/jissu/pdf/2025gaiyou.pdf>> 年齢階級別では、20~24 歳が突出して多い(8 万 443 人) 一方、0~4 歳及び 55~74 歳は 16 年連続の転出超過となっている。

² 国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会「とりまとめ報告書 参考資料」2025.6.13, pp.7-8. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001893730.pdf>>

³ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」2024.6.10, p.1. <https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/chisoudecade/pdf/chisoudecade_honnbunn.pdf>

⁴ 令和 6 (2024) 年度の国立国会図書館総合調査では、「人口減少と地域の課題」をテーマとして、分野横断的に調査・分析している。そのうち、地域・都市政策分野に関する論文では、「関係人口の創出・拡大」に向けた施策として、二地域居住の推進に関する近時の政策動向を取り上げた。千田和明「人口減少と持続可能な地域・都市政策—関係人口とコンパクトシティを題材として—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『人口減少と地域の課題—総合調査報告書—』(調査資料 2024-3) 国立国会図書館, 2025. <<https://doi.org/10.11501/14091590>>

⁵ 鹿子木靖「二地域居住等の最新動向について」(二地域居住等促進シンポジウム資料) 2023.11.28, p.4. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/23112802kokudo.pdf>>; 国土交通省国土政策局地方振興課「二地域居住等の動向について」『RETIO』128 号, 2023.1, p.13. 不動産適正取引推進機構ウェブサイト <<https://www.retio.or.jp/wp-content/uploads/2024/11/128-013.pdf>> 本稿では、政府の政策文書の名称や会議体の名称を除き、単に「二地域居住」と表記する。

⁶ 鹿子木 同上, p.3.

近年では、退職者や高齢者層だけでなく、若年層も含めた暮らしの選択肢として認識が広がっている。このように、二地域居住には必ずしも定型の定義があるわけではないとされる。

(2) 関係人口と二地域居住

若年層の移動を中心とした東京一極集中が継続する中、人口減少・高齢化が進む地域の新たな担い手として、政府は関係人口⁷や二地域居住者などの地域外の人材に期待を寄せている。政府が令和5(2023)年7月に閣議決定した「第三次国土形成計画」は、「特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、地域を支える人材の切り札となる大きな役割が期待される」「定住を前提とせず、オンライン交流や二地域居住等の多様な関わり方が可能であるため、裾野が広く、多彩な人材がなりうることから、基礎的な地域活動の維持に貢献するだけでなく、地域の新たな価値を生み出すことが期待される」として、関係人口の重要性と拡大の必要性に言及している⁸。国土交通省が令和7(2025)年6月に公表した調査結果によると、全国の18歳以上の居住者のうち2割強(約2263万人)が関係人口であると推計される⁹。

二地域居住は、関係人口の一類型としても捉えられる。明治大学の小田切徳美教授は、関係人口の概念を説明するに当たり、移住者の実態に着目し、これを移住に向けた階段状のプロセス(関わり方の階段)として捉え、地域への関わりに応じて、①地域の特産品の継続的な購入、②地域への寄付、③頻繁な訪問、④二地域居住に分けて整理できるとしている¹⁰。政府は、関係人口を創出・拡大させるのみならず、地方への人の流れを生み、魅力的な地域づくりに資するものとして、また災害時の支え合いの基盤になり得るものとして、二地域居住の促進を図っている¹¹。

2 二地域居住の実態

(1) 地方移住・二地域居住への関心の高まり

新型コロナウイルス感染拡大を契機として、テレワーク等の新しい生活様式が普及したことは、人々の地方移住への関心や、都市部と地方圏の双方に生活拠点を持つ二地域居住といったライフスタイルへの関心を高めることとなった¹²。政府の新しい地方経済・生活環境創生本部¹³事務局が令和7(2025)年2月に公表した調査結果では、東京圏¹⁴在住の若年層(15~29歳)のうち、地方移住に関心があると回答した者は40.3%であり、そのうち42.4%の者が具体的な行動¹⁵

⁷ 移住した「定住人口」でも観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。「関係人口とは」二地域居住・関係人口ポータルサイト(総務省) <<https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html>>

⁸ 「国土形成計画(全国計画)」(令和5年7月28日閣議決定) pp.53-55. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001621775.pdf>>

⁹ 国土政策局地方政策課「全国の「関係人口」は18歳以上の2割強!—「地域との関わりについてのアンケート」調査結果の公表—」2025.6.27. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001897744.pdf>>

¹⁰ 小田切徳美「「関係人口」の意味と意義」『地域開発』632号, 2020.冬, pp.2-5. 小田切教授は、移住促進に向けて「関わり方の階段」の昇段を支援する必要があるとする一方、階段を上ることにこだわらない人や意図的に外れる人も含め、地方部への人々の行動の全体像を把握するために関係人口の概念が有効であると述べている。

¹¹ 国土交通省『国土交通白書 令和6年版』p.90. <<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r05/hakusho/r06/pdf/kokudo.pdf>>

¹² 国土交通省国土政策局地方振興課 前掲注(5), pp.13-16.

¹³ 地方それぞれの特性に応じた発展に向け、経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、令和6(2024)年10月に設置された(翌年11月、地域未来戦略本部の設置に伴い廃止)。なお、国民的な地方創生の機運醸成を図るため、有識者会議として「新しい地方経済・生活環境創生会議」が併せて設置された。「新しい地方経済・生活環境創生本部」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihouseisei/index.html>

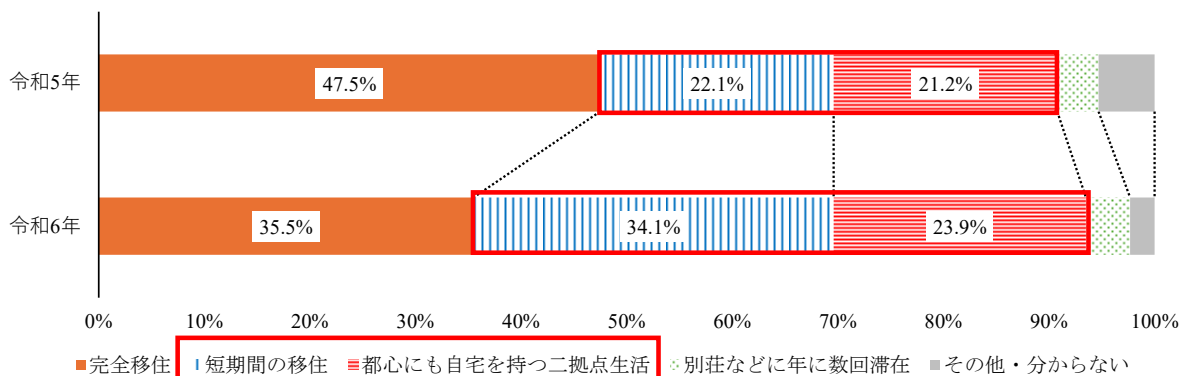
¹⁴ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。

¹⁵ 移住先での住宅情報を調べた(16.8%)、移住先での就職情報を調べた(10.4%)、移住先の学校情報を調べた(10.3%)など。

をしたと回答した¹⁶。総務省によると、各都道府県・市町村が受け付けた移住相談件数は、令和2（2020）年度の減少を除いて増加が続いており、令和6（2024）年度の相談件数は過去最多の約43万3千件（前年度比約2万5千件増）であった¹⁷。地方移住への関心の高まりが、具体的な行動にもつながっている様子がうかがえる。

しかし、実際の地方移住に向けては、仕事やコミュニティ、生活の利便性等に対する不安などがあり、その実現は容易でないとされる¹⁸。ふるさと納税総合サイトを企画・運営する株式会社トラストバンクが令和6（2024）年に実施した調査¹⁹では、地方で暮らすことに憧れる旨を回答した東京圏在住の若年層（45.6%）が、実際に暮らそうと思えない理由として、交通の便（61.6%）や働き先の有無（37.2%）、金銭面（26.7%）等を挙げている。また、地方暮らしのスタイルとして、完全移住（35.5%）が前年の調査から減少する一方、短期間の移住（34.1%）や二拠点生活（23.9%）は増加しており（図）、東京圏に住みながらも地方と関わる方法が模索されている。

図 地方暮らしのスタイルに関する希望の変化



（出典）「トラストバンク、東京圏に住む若者 967 名に『若者の地方に対する意識調査 2024』を実施 地方暮らしに憧れが 5 割、理由は「スローライフに魅力」「都会疲れ」 そのうち 4 人に 1 人が地方活性化のための活動に関与」2024.11.1. 株式会社トラストバンクウェブサイト <<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press841/>>; 「トラストバンク、東京圏の若者 919 名に『若者の地方に対する意識調査』を実施 約 4 割が「地方暮らしをしてみたい」と回答 “完全移住”の希望が最多で、同世代の移住者がいる地域に魅力」2023.9.14. 同 <<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press685/>> を基に筆者作成。

（2）政府による実態調査

国土交通省は、二地域居住の実態把握を目的として、令和4（2022）年度にインターネットアンケート調査を実施した。同調査では、主な生活拠点とは別の特定の地域において、1泊以上の滞在を年に2回以上実施している者を「二地域居住等実施者」と定義し、18歳以上人口の

¹⁶ 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局「東京圏に在住する若年層の移動に関する意識調査報告書」2025.2, pp.14, 18. 地方創生ウェブサイト <https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/01_houkokusyo_seihon_202502.pdf>

¹⁷ 「令和6年度における移住相談に関する調査結果（移住相談窓口等における相談受付件数等）」（別紙1）2025.11.14. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/001040732.pdf>

¹⁸ 佐藤峰「日本における二拠点居住の実態と展望—都市的機能の拡大とQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の実現—」『常盤台人間文化論叢』11(1), 2025.3.25, pp.91-93. <<https://ynu.repo.nii.ac.jp/record/2001730/files/11-4.pdf>> 同論文は、二地域居住が「移住の代替案として脚光を浴びてきた」と指摘している。

¹⁹ 「トラストバンク、東京圏に住む若者 967 名に『若者の地方に対する意識調査 2024』を実施 地方暮らしに憧れが 5 割、理由は「スローライフに魅力」「都会疲れ」 そのうち 4 人に 1 人が地方活性化のための活動に関与」2024.11.1. 株式会社トラストバンクウェブサイト <<https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press841/>>

約 6.7%となる約 701 万人が該当すると推計した²⁰。実際に二地域居住を行っている者の属性は、「学生」²¹「会社経営」「フリーランス」の割合が高く、世帯年収は中間層（200 万～800 万円未満）がボリュームゾーンとされる²²。二地域居住を行うきっかけとして、滞在地とゆかりがあること²³のほか、滞在地が地方都市や農山漁村部である場合は、自然環境や居住地ではできない体験を挙げた回答も多かった²⁴。また、二地域居住を行っていない者のうち、約 3 割（27.9%）が条件次第で二地域居住を行いたい意向を示すなど「関心層」であるとされた²⁵。

II 二地域居住をめぐる政策的経緯

本章では、国土計画²⁶における二地域居住への言及を基に、政策上の位置付けの変遷を確認するとともに、近年実施された関連の法改正等の動向を紹介する。

1 国土計画における位置付け

(1) マルチハビテーション（複数地域居住）

国土計画における二地域居住のようなライフスタイルへの言及は、昭和 62（1987）年に閣議決定された「第四次全国総合開発計画」（いわゆる「四全総」）が初出とされる²⁷。四全総は、農山漁村地域の活性化に向けて、「都市住民等の余暇を重視した生活ニーズの充足を可能にするための複数の住宅の利用、退職職者、芸術家等の農山漁村居住等のマルチハビテーション（複数地域居住）²⁸を進める」とした²⁹。平成 10（1998）年に閣議決定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」（いわゆる「五全総」）は、多自然居住地域³⁰の創造を掲げ、「大都市や中枢・中核都市等と交流、連携し、これらの都市地域から高度な医療、文化等の高次都市機能を享受する一方、交流人口の拡大や UJI ターンの促進を図り、マルチハビテーション（複数地域居住）、

²⁰ 鹿子木 前掲注(5), pp.21-22.

²¹ 同調査では、学生が実家に帰省する過ごし方も二地域居住に含むため、その影響が表れている可能性がある。

²² 鹿子木 前掲注(5), p.24.

²³ 自身や家族、知人等がかつて住んでいた又は職場や学校などに通っていたことがあった等。

²⁴ 鹿子木 前掲注(5), p.25.

²⁵ 同上, p.22.

²⁶ 「国土形成計画法」（昭和 25 年法律第 205 号。平成 17（2005）年に「国土総合開発法」から改題）に基づき策定される、均衡のとれた国土の発展を目指す総合的・長期的な計画。国土総合開発法に基づく全国総合開発計画が 5 件、国土形成計画法に基づく国土形成計画が 3 件、現在までに策定されている。千田和明「国土計画の経緯—東京一極集中及び計画の意義をめぐる議論を踏まえて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1249 号, 2023.12.7. <<https://doi.org/10.11501/13115366>>

²⁷ 小田切徳美「「二地域居住」の実態と課題—国土計画のビジョンから実践へ—」『人と国土 21』739 号, 2024.10, p.11. 同論文は、四全総と五全総における二地域居住（当時のマルチハビテーション）は「未来形」のライフスタイルとして提案されていたと指摘している。

²⁸ マルチハビテーションとは、一つの世帯が複数の居住空間を持ち、それらを必要に応じて使い分ける居住形態であり、二地域居住という用語が登場する以前から、地域開発振興等に関する調査や施策で用いられてきた言葉であるとされる（ほかに「多自然居住」「多拠点居住」という用語も見られる。）。これらの概念の共通性として、農山漁村地域や地方の活性化といった施策推進の面が多分にであると指摘されている。「カレント・インデクス 二地域居住、マルチハビテーション」『月刊政府資料』370 号, 2005.5, pp.17-25.

²⁹ 「第四次全国総合開発計画」（昭和 62 年 6 月 30 日閣議決定）pp.14-15. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001116822.pdf>>

³⁰ 中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21 世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置付けるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として捉えたもの。

テレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）を進め、地域の活性化を図る」とした³¹。

（2）二地域居住

五全総における多自然居住地域の構想等を踏まえ、国土交通省は平成 16（2004）年に「二地域居住人口研究会」を設置し、都市住民による農山漁村等への中長期滞在の実態調査や支援に関する検討を行った³²。同研究会は、平成 17（2005）年 3 月にまとめた報告書において、二地域居住を「都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3 ヶ月程度）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと」と定義した³³。また、二地域居住の意義として、①都市住民が多様なライフスタイル等を実現するための重要な手段、②地域における消費需要や住宅需要等の増加、新しい雇用機会や本業以外の付随所得の創出、定住人口の増加、③生活面や災害に対するセーフティネットとしての役割（緊急避難先の選択肢）を挙げ、当面のターゲットとして主に高齢者（「団塊の世代」の大量定年者）を想定するものとした³⁴。

平成 20（2008）年に閣議決定された「国土形成計画」は、二地域居住について、大都市圏と地方圏、大都市圏内、地方都市と農山漁村等の様々な形態があることに留意が必要であるとしつつ、（当時退職期を迎えていた）団塊の世代を中心に大きな需要が期待できるとして、地域の多様な主体が一体となった受入・支援体制の確保や移動者の居住環境の確保（空き家の活用等）による促進を図るとした³⁵。

当初は高齢者層を主なターゲットとしていた二地域居住であるが、次第に対象を拡大し、東京一極集中の是正に向けた政策の一環としての側面が強調されていく。平成 27（2015）年に閣議決定された「第二次国土形成計画」は、二地域居住のような新たなライフスタイルは地方創生に資するものであり、支援体制の充実と国民的な運動の展開により東京一極集中の是正を図るとした。また、特に若い世代から複数の地域と関わりを持つことが有効であると指摘した³⁶。

令和 5（2023）年に閣議決定された現行の「第三次国土形成計画」は、テレワークの普及等が場所に縛られない働き方・暮らし方を可能とし、若者世代を始めとした移住や二地域居住のニーズが高まっているとして、東京一極集中の是正に向けて地方への人の流れの創出・拡大を図るとした³⁷。特に二地域居住については、多様なライフスタイルを可能としながら地域との関わりを深め、関係人口の拡大・深化に寄与することが期待されるとして、居住を支援する環境整備や官民連携体制の充実による普及促進を図るとした³⁸。第三次国土形成計画における二地域居住の記述は、テレワークの環境整備が進んだことなどを踏まえ、現実のライフスタイル

³¹ 「21 世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—」（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）p.[22]. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001116821.pdf>>

³² 当初は「半定住」という名称が使われていたが、議論の過程で二地域居住に変更された。鹿子木 前掲注(5), p.4.

³³ 「二地域居住人口研究会」事務局「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想」2005.3.29, pp.5, 16. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/02/020329/01.pdf>>

³⁴ 同上, pp.7-9.

³⁵ 「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）pp.21, 46. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001119706.pdf>>

³⁶ 「国土形成計画（全国計画）」（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）pp.62-63. 国土交通省ウェブサイト <<http://www.mlit.go.jp/common/001100233.pdf>>

³⁷ 「国土形成計画（全国計画）」前掲注(8), pp.8, 22, 27.

³⁸ 同上, pp.57-58.

を前提とした実践的な記述になっていることや、個人のライフスタイルだけでなく受容する地域にも関係することを意識した記述になっていることが指摘されている³⁹。

2 「特定居住」としての法律上の位置付け

第三次国土形成計画を踏まえ、国土交通省は国土審議会推進部会に「移住・二地域居住等促進専門委員会」（以下「専門委員会」）を設置して議論を行った。専門委員会は、令和6（2024）年1月に中間取りまとめを公表し、新たな制度設計として、①市町村が中心となった二地域居住の促進のための計画作成及びそれに基づく事業への支援、②関連の活動を担う民間事業者・NPO法人等の指定制度の創設及び官民連携の促進、③官民の関連団体で構成する協議会の設置及び地域連携の促進が必要であると提言した⁴⁰。

これを受けて、令和6（2024）年5月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（平成19年法律第52号）が改正された⁴¹（同年11月施行。以下「改正広域的地域活性化法」）。改正広域的地域活性化法では、二地域居住が「特定居住」⁴²として法律上初めて位置付けられるとともに、市町村による「特定居住促進計画」の作成等の新たな制度が導入されており、専門委員会の提言を踏まえた内容となっている⁴³（表1）。

表1 改正広域的地域活性化法に基づく二地域居住（特定居住）の促進制度の概要

特定居住促進計画（第22条、第24条～第27条）
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住に関する基本的な方針や拠点施設の整備に関する事項等を記載する「特定居住促進計画」を作成できる。 ・特定居住促進計画上の施設整備について、法律上の特例*を措置する。 ・市町村は、都道府県に対して二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成を提案できる。
特定居住支援法人（第28条～第32条）
<ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住の促進に関する活動を行う民間事業者・NPO法人等を市町村長が「特定居住支援法人」として指定し、必要な情報提供等を行うことができる。 ・特定居住支援法人は、市町村長に対して特定居住促進計画の作成・変更を提案できる。
特定居住促進協議会（第23条）
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村及び都道府県、特定居住支援法人、地域住民、宅地建物取引業者等を構成員とする「特定居住促進協議会」を組織することができる。

* 住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする（建築基準法）等。
 （出典）国土交通省国土政策局地方政策課「二地域居住促進法（改正広域的地域活性化法）の概要」『人と国土21』739号、2024.10、pp.6-10を基に筆者作成。

政府は、改正広域的地域活性化法の施行後5年間で、特定居住促進計画の策定数を600件、

³⁹ 小田切 前掲注(27), pp.11-12.

⁴⁰ 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会「中間取りまとめ」2024.1.19, p.18. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001719484.pdf>> 専門委員会は、「住まい（住環境）」「なりわい（仕事）の確保・新しい働き方」「コミュニティ（地域づくりへの参加）」の各課題に対し、行政・民間が一体となって政策をパッケージで進める必要があると指摘した。

⁴¹ 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第31号）による。政府は、同改正の理由として、広域にわたる人の往來の活性化を通じた地域の活性化という法の目的が、二地域居住の促進を通じた地方への人の流れの創出・拡大と趣旨を同じくするものであるためと説明している（第213回国会衆議院国土交通委員会議録第9号 令和6年4月19日 p.3）。

⁴² 当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること（第2条第1項第1号ハ）。

⁴³ 国土交通省国土政策局地方政策課「二地域居住促進法（改正広域的地域活性化法）の概要」『人と国土21』739号、2024.10、pp.5-10.

特定居住支援法人の指定数を 600 法人とすることを KPI(重要業績評価指標)に設定している。新たな制度により、自治体が地域住民等と連携して特定居住促進計画を作成するプロセスが明確となり、二地域居住という価値観への理解が進むことが期待されている⁴⁴。

3 政府による支援措置

国土交通省は、改正広域的地域活性化法を活用した二地域居住の促進を図るため、自治体に向けて、同法の運用の留意点等を示したガイドライン⁴⁵や特定居住支援法人の指定の手引き⁴⁶を作成した。また、令和 6 (2024) 年度補正予算から、中長期的な課題の解決に向けたモデル事業を支援する「二地域居住促進先導的プロジェクト実装事業」を展開している⁴⁷。令和 7 (2025) 年度補正予算からは、特定居住支援法人による広域的な取組(二地域居住希望者・実施者と地域の人材ニーズのマッチング等)や地域密着型の事業(空き家を活用した住環境の提供等)を支援するため、特定居住促進計画に位置付けのない事業であっても補助を可能とするよう制度の拡充を実施した⁴⁸。

総務省は、令和 7 (2025) 年度から、自治体による二地域居住に関する情報発信やきっかけづくり、受入環境の整備等に要する経費について、5 割を手当てする新たな特別交付税措置を創設した⁴⁹。

4 地方創生による推進

政府は、令和 7 (2025) 年 6 月に閣議決定した「地方創生 2.0 基本構想」において、関係人口を可視化する仕組み(ふるさと住民登録制度)の創設を掲げるとともに、関係人口の中でも特に地域への関与が強い類型として二地域居住を捉え、社会政策・国土政策の観点からも促進するとした⁵⁰。令和 7 (2025) 年 12 月に閣議決定された地方創生の新たな総合戦略⁵¹(計画期間:令和 7 (2025) ~令和 11 (2029) 年度)は、ふるさと住民登録制度を二地域居住者の把握や負担軽減に活用できる制度とすることを視野に入れるとともに、スモールコンセプション⁵²や空き家を活用した二地域居住の推進を図るとした⁵³。

⁴⁴ 倉石誠司「二地域居住の促進、初の法制化 ハード・ソフトの受入環境強化」『日経グローカル』No.487, 2024.7.1, pp.38-39.

⁴⁵ 国土交通省国土政策局地方振興課「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行について(二地域居住等促進のための広活法運用ガイドライン)」2024.11. <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769193.pdf>>

⁴⁶ 「特定居住支援法人の指定等の手引き」国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001882327.pdf>>

⁴⁷ 国土交通省国土政策局「令和 7 年度国土政策局関係予算概要」2025.1, p.7. <<https://www.mlit.go.jp/page/content/001858401.pdf>>; 「二地域居住促進先導的プロジェクト実装事業一次公募採択一覧(R6 年度補正)」国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001879847.pdf>>

⁴⁸ 「二地域居住、民間支援を拡充 集落単位の取り組みも後押し」『日刊建設工業新聞』2025.12.18; 国土交通省国土政策局「令和 8 年度国土政策局関係予算概要」2026.2, pp.7-8. <<https://www.mlit.go.jp/page/content/001982266.pdf>>

⁴⁹ 「自治体を実施する二地域居住・関係人口施策への支援(特別交付税措置)【R7 新規】」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/001010102.pdf>; 「2 地域居住 自治体を支援」『読売新聞』2025.4.5, 夕刊.

⁵⁰ 「地方創生 2.0 基本構想」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) pp.58-59. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihouseisei/pdf/20250613_honbun.pdf>

⁵¹ まち・ひと・しごと創生法第 8 条に基づき、政府は地方創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を内容とする総合戦略を定めるものとされている。

⁵² 廃校等の空き施設や自治体が所有する古民家等の活用について、民間事業者の創意工夫をいかした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。「スモールコンセプションとは」国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/smcn/about/index.html>>

⁵³ 「地方創生に関する総合戦略—これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略—」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定) pp.71-72. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/pdf/20251223_honbun.pdf> ふるさと住民登録制度については、「誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組み」を目指すとしてきた。

Ⅲ 二地域居住の促進に向けた課題と取組

1 二地域居住の促進に向けた課題

国土交通省が実施した前述の二地域居住の実態に係るアンケート調査（本稿 pp.3～4）では、二地域居住の実践者のうち、約7割が地域や生活に「満足・やや満足」とする一方、約15%は継続意向なしとの結果であり、理由として金銭的な負担（37.2%）が最も多く挙げられた⁵⁴。実践者が感じる二地域居住のデメリットとしては、移動の負担（交通費、移動時間等。29.3%）や生活費用の負担（家賃等。18.1%）が多く挙げられた⁵⁵。非実践者が考える課題としては、十分な収入の確保（53.0%）や移動・滞在に伴う金銭的負担の軽減（27.5%）、仕事・プライベートでの時間的な余裕の確保（23.1%）などの回答が見られた⁵⁶。このように、二地域居住の実施に当たっては、移動・生活にかかる金銭面の負担や利便性の低さが課題として考えられている。

国土交通省の専門委員会（本稿 p.6）は、中長期的観点から検討すべき課題として、①二地域居住に伴う諸費用（交通費、滞在費等）への支援の在り方、②地域における生活環境（地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育等）の整備、③二地域居住者の地域への関わり（納税や住民票、地域の意思決定への参画等）の環境整備を挙げている⁵⁷。

以下では、これらの課題解決に向けた取組と、政府が検討を進めている二地域居住者の登録制度について紹介する。

2 自治体の取組

二地域居住は、受入側の地域にとって、①二地域居住者が生活必需品や住宅リフォーム、外食等の様々な支出を行うことによる経済効果、②人口減少下で地域活動を維持するための地域の担い手の確保、③空き家や耕作放棄地の利活用、④多様な職業やスキルを持つ人が地域と関わることによる新規事業・雇用の創出などが期待できるとされる⁵⁸。各自治体では、情報発信やきっかけづくり、住まいや交通、就業環境、保育・教育に関する個別の取組支援を従前から実施してきた（表2）。加えて、特定居住促進計画の策定や特定居住支援法人の指定など、改正広域的地域活性化法に基づく取組も始まっている⁵⁹。

⁵⁴ 鹿子木 前掲注(5), p.27. その他の理由として、体力的な負担（28.1%）、時間的な負担（23.9%）、日常生活の利便性がよくない（14.9%）など。

⁵⁵ 同上, p.29. その他の回答として、緊急時の対応が難しい（事故、災害等。9.3%）など。なお、最も多い回答は「特にデメリットを感じたことはない」（36.5%）であった。

⁵⁶ 同上, p.30. このほか、「居住先や空き家物件情報の提供」（15.3%）、「公共交通機関利用に関する支援又は補助」（13.3%）、「地域とのつながりをサポートする窓口・案内所等の存在」（9.7%）など、政策的な支援や補助を要する内容も挙げられた。

⁵⁷ 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会 前掲注(40), p.20.

⁵⁸ 清亮介「地域活性化策として期待される二地域居住」『静岡経済研究所調査月報』718号, 2025.10, p.5.

⁵⁹ 「中央官庁だより 二地域支援法人を初指定」『iJAMP 記事（官庁速報）』2025.3.10; 「江府で2拠点生活を」『読売新聞』（大阪本社版 鳥取）2025.3.15. 令和7（2025）年12月末時点で国土交通省が把握したものとして、特定居住促進計画は28計画、特定居住支援法人は延べ51法人が策定・指定されている（国土交通省国土政策局「二地域居住の促進について」（国土審議会第5回推進部会 資料4）2026.2.3, pp.2-3. <https://www.mlit.go.jp/policy/shin_gikai/content/001979866.pdf>）。

表2 二地域居住の促進に向けた取組の段階と関連事例

①地域や生活情報に関する情報発信	②相談窓口の設置	③きっかけづくりとなる取組の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住情報サイトを用いた実践者の生活スタイルの紹介（長野県） ・暮らしナビゲーター（住民）による地域の魅力・生活の発信（兵庫県淡路市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる相談を一手に引き受けるワンストップパーソン制度等の展開（和歌山県） ・対企業等に特化した都市部での窓口の設置（山梨県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型コンテンツを付けたお試し居住の展開（千葉県館山市・南房総市） ・シェアオフィスとサテライトオフィスが一体となった施設の設置（長野県富士見町）
④具体的な取組支援の展開		
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家のリフォーム費用に対する支援（栃木県栃木市） ・リモートワーク実践者に対する新幹線乗車券等購入費支援など（長野県佐久市） ・デュアルスクール（住民票を異動せずに区域外の学校に就学）の実施（徳島県） ・認定こども園の一時預かりと移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の実施（北海道厚沢部町） ・二地域居住者に対するアプリを用いた情報発信、体験プログラム等の実施（栃木県那須町） ・地域外の居住者に災害時の避難先を提供する「疎開保険」の提供（鳥取県智頭町） 		

（出典）国土交通省国土政策局地方政策課「地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブック 第4版」2024.7, pp.16-49. <<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001752009.pdf>> を基に筆者作成。

令和6（2024）年能登半島地震で大きな被害を受けた石川県は、関係人口の拡大を復興の最重点課題に位置付け、能登地域の特性に対応した二地域居住モデルの構築⁶⁰を図っている⁶¹。令和7（2025）年11月に運用開始した「いしかわのWa！」は、国に先んじて関係人口の登録システムの構築に取り組んだものである。同システムは、避難者も含め、地域に関心のある者を幅広く「サポーター」として登録し、地域活動を実施する団体である「オーナー」とつなぐプラットフォームとなっている。石川県は、参加の頻度やプログラムのカテゴリ等の履歴を活用し、情報発信を通じて地域への訪問を促すことで、移住・定住に限らない地域の担い手の確保を目指している⁶²。関係人口の登録システムとしては、栃木県那須町や北海道厚真町において、アプリに登録した二地域居住者に対して、公共施設を町民価格で利用できるなどの特典を提供している例があり、自治体の取組が先行している⁶³。

3 民間の取組

二地域居住の促進を通じて、空き家の活用や移動（交通）サービス、シェアリングサービス等の様々なマーケットの創出が予想されるとして、民間事業者は、ビジネスチャンスの拡大に期待を寄せている⁶⁴。例えば、不動産業界からは、二地域居住者の「住まい」やコワーキングス

⁶⁰ 被災地における二地域居住には、東日本大震災後の福島県の例がある。政府は「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（平成23年法律第98号。いわゆる「原発避難者特例法」）に基づき、同県内の原発事故によって避難指示を受けた被災者が、住民票を移さなくても避難先で行政サービスを受けられるようにした。当時、避難元と避難先での「二重の住民登録」を可能とする制度改正を求める声もあったが、納税や選挙に関わる問題もあり、導入されることはなかった。高橋博之『関係人口—都市と地方を同時並行で生きる—』光文社、2025, pp.204-213。

⁶¹ 石川県「石川県創造的復興プラン」2025.4, p.44. <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuis hin/documents/souzoutekifukkouplan_1_070425_1.pdf>

⁶² 「石川県 関係人口登録システムを構築 震災復興の視点からも関係人口増を重要テーマに」『ハウジング・トリビューン』709号, 2025.9.12, pp.16-17; 徳光一輝「石川県の関係人口登録システム「いしかわのWa！」国に先駆け開始 馳知事「ふるさとに」」2025.11.16. 産経ニュースウェブサイト <<https://www.sankei.com/article/20251116-V6XG45W57JDKXN6RIRCS65SEYY/>>

⁶³ 「那須町（栃木県） アプリで関係人口の「見える化」を模索 那須町が進める二地域居住者の受け入れ態勢」『ハウジング・トリビューン』709号, 2025.9.12, p.22; 「厚真「ふるさと町民」創設 「2地域居住」関係人口増図る」『北海道新聞』（苫小牧・日高版）2025.8.7.

⁶⁴ 酒井達朗「二地域居住を促進、広がるビジネスチャンス」『事業構想』147号, 2024.12, pp.22-23.

ペース等の「なりわい」、「コミュニティ」活動の場として地域の空き家を活用・改修する動きが広がるとの見方が出ている⁶⁵。二地域居住者の住まいに関するサービスとして、定額制（サブスクリプション）⁶⁶の多拠点居住プラットフォーム「ADDRESS」を運営する株式会社アドレスは、自治体との連携を強化して遊休物件の登録を進めており、物件や料金プランの多様化によって幅広い二地域居住への対応を図っている⁶⁷。

ANA ホールディングス株式会社は、鳥取県、高知県及び佐賀県の3県9市町村で、農業体験やテレワーク、山村留学等を内容とする各地の地域体験メニューへの参加を条件に、東京と大阪から各地への航空移動の負担を抑えたモニタープログラムの提供を令和7（2025）年10月に開始した。同プログラムを通じて、移動と滞在のコスト軽減が二地域居住の実施に向けた障壁の解消にもたらす効果を検証するとともに、地域の生活インフラの課題を洗い出すことを目的としている⁶⁸。日本航空株式会社も、定額運賃等の「各地への移動」と「住居」をパッケージ化した会員制の「JAL 2 地域居住クラブ」や、交通費や暮らし体験のサポートまで行う「つながる、二地域暮らし」のサービスを令和7（2025）年度から提供している。今後は自治体に対して広報や体験プログラムの検討等のノウハウを提供することで、更なる二地域居住者の増加につなげ、地域経済の活性化と収益機会の増加、新しい暮らし方を実現することを目指している⁶⁹。鉄道事業者においても、二地域居住の促進に向けて自治体と連携する動きが広がっている⁷⁰。

こうした官民連携の取組の推進に向けては、関係省庁の協力の下、全国の自治体や民間事業者で構成し、施策や事例の共有、課題の整理や対応策の検討等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が令和6（2024）年10月に発足している。

4 二地域居住者の登録制度をめぐる議論

各地で関連の取組が展開される一方で、二地域居住者の実態把握が難しい点が課題とされている⁷¹。全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームは、住まいや交通に関する家計の負

⁶⁵ 中川晋一「「広活法」改正により二地域居住が活性化 不動産会社にもビジネスチャンス到来」『リアルパートナー』525号、2025.5、pp.6-7。<https://www.zentaku.or.jp/wp-content/themes/zentaku/pdf/useful/realpartner/rp2025_05.pdf>; 関幸子「二地域居住推進法が地方の空き家再生を後押し 時間を過ごしたくなる地域づくりで新たな機会が生まれる」『ハウジング・トリビューン』697号、2025.2.14、pp.19-20。

⁶⁶ 国土交通省は、定額制の住居サービスやシェアオフィス、移動サービス等の登場が費用面の負担を和らげ、二地域居住に対するハードルの低減につながっていると指摘している。国土交通省国土政策局地方政策課「地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブック 第4版」2024.7、p.12。<<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001752009.pdf>>

⁶⁷ 「アドレス 多拠点居住サービスにも追い風 プラン拡充で多様な二地域居住ニーズに対応」『ハウジング・トリビューン』709号、2025.9.12、p.28; 株式会社アドレス「地方自治体との連携で「空き家」活用へ 令和7年度も二地域・多拠点居住を推進—令和6年度の関係人口創出に向けた取り組み総括—」2025.3.14。PR TIMES ウェブサイト <<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000057.000040352.html>>

⁶⁸ 「二拠点居住 ANAで体験 鳥取など3県 航空券の負担軽減」『産経新聞』2025.10.16; 前田拓也「二地域居住促進を目的とした航空移動における負担軽減について」『住宅』775号、2026.1、pp.119-123; 「二地域居住モニタープログラム」ANA ホールディングス株式会社ウェブサイト <https://2chiiki.ana.co.jp/monitor_program/> 大阪発の場合、高知への移動のみが対象となる。

⁶⁹ 「日本航空 「移動」から「つながり」へ 官民連携で二地域居住者の増加を目指す」『ハウジング・トリビューン』709号、2025.9.12、pp.24-25; 「持続可能な二地域居住モデル「つながる、二地域暮らし」が始動」2025.7.1。日本航空株式会社ウェブサイト <<https://press.jal.co.jp/ja/items/uploads/b540bea94bdb2a427eb236b85f3939f1df540182.pdf>>

⁷⁰ 「二拠点居住推進へ共同事業体」『日本経済新聞』（地方経済面 信越）2025.4.26; 「中津川の関係人口創出促す市とJR 東海 協定締結」『中日新聞』（東濃版）2026.1.30。

⁷¹ 清 前掲注(58)、p.13。

担軽減サービスを検討する中で、前提として二地域居住者を証明できる仕組みが必要であるとして、ふるさと住民登録制度の活用を検討を進めている⁷²。全国知事会等の地方自治関係団体も、二地域居住の促進に向けて、政府による同制度の設計と自治体に対する支援（財源確保等の財政措置）を提言している⁷³。

総務省は、ふるさと住民登録制度について、地域との関わり方に応じて登録者を2種類に分けた上で、そのうち二地域居住者を含む「プレミアム登録」について、年3回以上の地域の担い手活動（イベント運営やボランティア、観光PR等）の実施等を条件に、交通・宿泊費の補助や公共施設等の住民並み利用を自治体の判断によって可能とする制度案を検討している⁷⁴。同制度の意義について、新しい地方経済・生活環境創生会議⁷⁵の構成員等を務めた高橋博之氏は、自治体主導の移住定住施策が主であったこれまでの地方創生に対し、国が新しい社会モデルとして関係人口を可視化し創出する目標を掲げるものである点を指摘している⁷⁶。

関係人口の登録制度は自治体の取組が先行する一方、登録者数を増やせず、登録者を移住促進等にかせなかつたとして、制度を廃止した香川県三豊市の例なども報告されている。関係人口には、地域との関わり具合が異なる幅広い層が含まれるため、必要とされる施策の判断が難しいことや、登録者だけでなく自治体側にも恒常的なメリットが必要であることが指摘されている⁷⁷。また、返礼品や特典による登録者の獲得競争の過熱を懸念する声もある⁷⁸。

おわりに

政府は二地域居住の社会的意義に着目し、地域の担い手となる関係人口を拡大し、東京一極集中の是正や地方創生に資するものとして、政策的に促進を図っている。二地域居住の促進に向けては、実施者の移動・生活にかかる金銭面の負担や利便性の低さといった課題を解消する必要がある。また、実施者に対する負担軽減等の施策の前提として、二地域居住者の実態把握が求められており、政府が検討を進めるふるさと住民登録制度の内容が注目される。

一方で、二地域居住に対する期待値が高すぎるとの指摘もある。二地域居住は社会的意義だけでなく、ライフスタイルの多様化の反映という個人的意義も大きく、実施者が感じるメリッ

⁷² 倉石誠司「人の流れが地域活性化を支える シェアリング時代の地方創生」『ハウジング・トリビューン』709号, 2025.9.12, pp.14-15.

⁷³ 全国知事会「人口減少問題を克服し希望ある未来の創造に向けた緊急提言」（令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 項目3）2025.7.24, pp.14-15. <https://www.nga.gr.jp/request/item/03_jinkogensho2025_1.pdf>; 関東地方知事会二拠点居住等研究部会「二地域居住等の推進について」（関東地方知事会議定例第2回 国の施策及び予算に関する提案・要望）<<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/267305/12bukai.pdf>> など。

⁷⁴ 「令和7年度補正予算及び基本的な制度設計案（令和8年1月時点）」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/001049990.pdf>; 「「ふるさと住民」に補助」『東京新聞』2025.12.18.

⁷⁵ 前掲注(13)を参照。

⁷⁶ 高橋 前掲注(60), pp.179-181. 高橋氏は、関係人口の可視化は住民票を複数持てる社会の実現につながるものであると述べている。

⁷⁷ 「特集・どうなる関係人口(5)「ふるさと住民制度」廃止の市もターゲットのあいまいさ課題—」『iJAMP 記事(官庁速報)』2025.10.6.

⁷⁸ 藤波匠「二地域居住はメリットの一方でバブル懸念も一持続的普及を目指せ—」『Economist Column』No.2025-038, 2025.8.6. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=111765>> 同論文は、雇用の再生や地域産業の生産性向上、ジェンダーギャップの解消等に資源を投入すべきであり、特典のパラマキ合戦に陥ることなく、二地域居住の丁寧な普及を進める必要があると指摘している。

トと地域が期待する担い手としての活動にはギャップが生じ得る⁷⁹。二地域居住の定義はいまだに曖昧であり、地域に対する関わり方も幅広いものが想定される中、普及に当たっては、二地域居住に対する地域と実施者のニーズを上手く酌み取り、双方にメリットのあるものとしていくことが望まれる。

⁷⁹ 「二地域居住に対する期待値が高過ぎないか—冷静なニーズ把握と総合的な取り組みを—」『不動産鑑定』749号, 2025.2, pp.38-40. なお、この点は約20年前にも「都市住民側」と「地域住民側」のギャップの「すり合わせ」も課題」であるとして認識されていた（「二地域居住人口研究会」事務局 前掲注(33), p.12）。

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』バックナンバーのご案内

No.	調査テーマ	刊行日
1356	経済安全保障の基本概念と推進法の動向	2026. 3.31.
1355	第2次トランプ政権の通商政策—関税措置の概要と各国・地域の対応—	2026. 3.27.
1354	博物館の収蔵管理の現状と課題	2026. 3.26.
1353	障害年金制度の現状と課題	2026. 3.26.
1352	憲法をめぐる動き【令和8年版】	2026. 3.25.
1351	世界各国における女性閣僚比率の動向	2026. 3.25.
1350	医療情報共有の現状と課題	2026. 3.16.
1349	糖尿病対策の現状と課題	2026. 3.16.
1348	令和8年度予算案の概要	2026. 3.11.
1347	令和8年度税制改正案の概要	2026. 3.11.
1346	防災庁設置をめぐる議論	2026. 3. 3.
1345	米国によるマドゥロ大統領の拘束—国際法上の主な論点—	2026. 3. 3.
1344	採卵鶏のアニマルウェルフェア—飼養システムをめぐる国内外の動向—	2026. 2.27.
1343	データセンターをめぐる動向	2026. 2.27.
1342	国立大学の研究費と研究力をめぐる議論	2026. 2.20.
1341	プラスチック条約交渉—交渉の経緯と対立の構図—	2026. 2.19.
1340	身寄りのない高齢者の支援—静岡県及び愛知県での現地調査を踏まえて—	2026. 2.19.
1339	避難生活における支援—災害関連死の予防を中心に—	2025.12.18.
1338	令和6年度補正・7年度予算の成立経緯—約30年ぶりの予算修正—	2025.11.13.
1337	米国の関税政策の経済への影響—日米合意の論点、両国経済への影響—	2025.11. 6.
1336	訪問介護をめぐる現状と課題	2025.11. 6.
1335	児童の一時保護をめぐる課題	2025.10.30.
1334	諸外国における戦後の憲法改正【第9版】	2025.10.14.
1333	国債金利の上昇と財政運営	2025.10. 7.
1332	肥満及び肥満症の現状と対策	2025.10. 2.
1331	地方創生のこれまでの取組と今後の在り方	2025. 9. 9.

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』本誌関連テーマのご案内

No.	調査テーマ	刊行日
1331	地方創生のこれまでの取組と今後の在り方	2025. 9. 9.
1249	国土計画の経緯—東京一極集中及び計画の意義をめぐる議論を踏まえて—	2023.12. 7.

- 国会向け情報提供サイト「調査の窓」と国立国会図書館ホームページにPDFファイルを掲載しています。
- バックナンバーをご希望の方は、国会レファレンス課（国立国会図書館内線：21350 FAX：03-3595-3802）にお申し付けください。
- ご意見・ご要望は、調査企画課（国立国会図書館内線：21230 FAX：03-3581-2603）までお寄せください。